

『宣教卿記』 天正三年正月～五月記

遠藤 珠紀
宮崎 肇
金子 拓

はじめに

早稲田大学図書館所蔵「中御門家文書」中に、戦国時代の公家中御門宣教の日記である『宣教卿記』自筆本が、天正三年・天正四年の二年分残されている（請求記号：文書一二 冊〇六三七・〇六三九。図書館HPより画像公開もなされている）。本稿では、この『宣教卿記』のうち天正三年（一五七五）正月～五月記の紹介を行う。今後六月記以降、また紙背文書の紹介も行っていきたい。「中御門家文書」は、公家中御門家の所蔵史料群で、昭和二八年（一九四八）に中御門経恭氏から早稲田大学社会科学研究所の所蔵となった。明治維新期の中御門経之に関する史料を中心とするが、中世の史料も含まれている⁽¹⁾。

『宣教卿記』の記主中御門宣教は、中御門宣忠の息、母は富小路氏直の女である⁽²⁾。中御門家は勧修寺流の名家で、代々日記を記した家である。父宣忠の自筆日記も同じく中御門家文書中に存在する⁽³⁾。宣教は天文一二年（一五四三）生まれ。

『早稲田大学図書館紀要』第六十六号（二〇一九年三月）

天正六年四月に、正四位上藏人頭左中弁を極官として三六才で卒した。⁽⁴⁾法名正哲、室は庭田重具の女とされる。男子はなく、岳父重具の弟宣光（のち宣泰・資胤）が中御門家を継いだ。『公卿補任』や、明治期に修史局に提出された『中御門家譜』では、宣光は宣教の女と婚姻したとされ、宣教女を母とする尚良が天正一八年に生まれている。ただし庭田重具は宣教より四歳の年少で、重具の嫡男重定は天正五年生まれである。重具の女、宣教女の年齢関係を考えると、養女や側室の女などの存在を媒介しなければ、素直に結びつけることは難しい。右の史料のみから単純に系図を作成することはできないように思われる。なお本記五月一五日条に娘の存在が見える。

天正三年記はおおよそ縦二四糎、横四二糎程度の料紙五九丁から成る袋綴冊子であった。傷みが甚だしいが、現在は修復、裏打ちがなされ、一紙ずつの状態で保管されている。ほぼ全丁に紙背文書が見られる。紙背文書は改めて紹介する予定であるが、日記と同時期天正三年の書状や文書案が含まれている。また表紙には、天正三年四月五日付の口宣の土代を翻して用いている。表紙が同年四月の文書紙背であることから、本記がのちに清書されたものである可能性もある。しかし全体に書き直し等も多く、各日の余白の取り方などを見てもほぼリアルタイムで記されたと考えられる。また天正四年記も同年正月の文書土代を表紙としている。あるいは宣教は、あらかじめ冊子を仕立てるのではなく、手許の紙に随時日記を書き付け、年末などに表紙を付して綴じていたのであろうか。表紙には「愚記」と記され、一年中の月と合点が記されている。さらに表紙見返には、本記の目録かと推測される書き込みがあり、抹消されている。その後に明智光秀邸での連歌が一部記されている。

本記は、先述の通り傷みが見られ修復が施されている。その際、断片化していた紙片が原位置と異なる場所に貼り込まれている箇所がある（正月二日条・正月二〇日条・二月二日条・二月二日条など）。それらは原位置と推測される箇所に戻し翻刻した。また東京大学史料編纂所には、中御門家が所蔵していた大正一〇年（一九二一）に作成された



『宣教卿記』 天正三年五月二一日条～二六日条

写本がある。⁵⁾ 大正一〇年時点ですでに現状に近い傷みがあったようであるが、本稿では適宜、この写本も参考にしつつ翻刻を作成した。管見の限り他の写本は知られていない。翻刻としては『大日本史料』十編で一部が紹介されている。

以下、主な内容を紹介する。この年宣教は三三才で正五位上右中弁、藏人であった。朝儀への参仕や実務担当者として文書の作成などに携わっている様子が見える。交友関係の記事も多い。撰関家二条家に仕え、特に山科・四辻・甘露寺家や竹内長治とは親しかったようである。また母の実家富小路家との往来も頻繁である。時の権力者織田信長関係の記載も多数見える。信長配下の朝山日乗や村井貞勝への参礼（正月三日条・二四日条・二月一日条・一六日条など）、信長上洛の迎えや参礼（三月三日条・四日条など）の記事などである。三月三日に上洛してきた信長は、一四日公家たちに米を配った。官位によって配分に差があり、殿上人の宣教は三尺を与えられている。さらに借物・沽却分・不知行分を返却させる徳政令が發布された。宣教は各所の借状を集め、村井貞勝に提出している（三二月二四日条・四月七日条・二一日条・二五日条・一六日条など）。⁶⁾ 関連する文書は紙背文書にも存在し、当時の中御門家の財政基盤

を窺うことが出来る。中御門家の財政基盤では、尻切公事に関する記述も興味深い（五月九日条・一四日条・二二日条など）。三月二八日には、二条昭実と信長養女との婚礼に参仕した。信長は四月三日に蹴鞠会を開催した。この蹴鞠には今川氏真も参加している。なお氏真の祖母、今川氏親室は中御門宣秀の娘であり、氏親の娘は祖父宣綱の室という。そうした縁で、祖父宣綱・父宣忠等は駿河に在国していた時期がある。信長は六日には大坂に出陣、二一日に帰洛している。二二日、信長の許に勅使が赴き、瓜実の太刀を下された。公家たちもこぞって祝賀に訪れている。信長は同二八日岐阜へ下向し、五月二一日には三河国で武田勝頼との戦い（長篠合戦）があった。本記では当日の二一日条にこの合戦に関する記事が記されている。ただしこの記事は二二日条までのあいた部分に書き込まれている（図版参照）。宣教が合戦の当日に情報を得たとは考えにくく、後日この部分に記したのであろう。前線から届けられた首注文が写されている点でも貴重である。⁽⁷⁾

注

- (1) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書』上・下、早稲田大学社会科学研究所、一九六四年・六五年。早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書目録』早稲田大学社会科学研究所、一九六六年。
- (2) 『中御門家譜』。東京大学史料編纂所所蔵。請求記号：四一七五―二六八。
- (3) 『宣忠卿記』天文一五年（請求記号：文書二二 冊〇六三四）・天文九年（請求記号：文書二二 冊〇六三六）・天文八年（請求記号：文書二二 冊〇六三八）。
- (4) 宣教は公卿に至っておらず、厳密には宣教「卿」ではない。
- (5) 請求記号：二〇七三―一六四。
- (6) 『大日本史料』一〇編二九、天正三年三月一四日条参照。
- (7) 木下聡「長篠合戦における織田方の首注文」『戦国史研究』七一、二〇一六年。

【付記】 本稿は科学研究費助成金「中世後期古記録の史料学的研究」(若手研究B 研究代表遠藤珠紀)の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。
- ・抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は()、人名注など参考のためのものは()に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。その他適宜※を付して注を示した。
- ・改丁は「」で示した。

〔宣教卿記〕 天正三年

〔原表紙〕

愚記

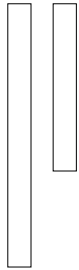
〱正月大・〱二月小・〱三月小・
〱四月大・〱五月小・〱六月小・

『宣教卿記』天正三年正月〱五月記

へ七月大・へ八月小・へ九月大・

へ十月大・へ十一月小・へ十二月大

「表紙見返し」



仏具屋 ※五月三二
日条参照

落るくくるしたつみは

かほと八重にこそちれ 為政

坂本明知亭一日二三百韻 露とみてひろふや 玉柳

木末さへ岩もと桜風もなし 紹巴

すむ入江の雨のあけかた 光秀 かすむなきさの月のうき波

さかの夜の月の玉たれ巻上て 心前 春の夜の釣するあまの袖にねて

御八講義三卷、此内叙位之卷物一卷在之、禁裏借進上条参照

しる人に逢思ふ中人の色香哉

すたれを巻は袖の春風

朝またき鶯のねに立

紹巴 紹巴 紹巴 昌 藤孝 紹巴

正月大

藏人右中弁藤原宣教（花押）卅三歳

一日、共、雨下、少晴、

四方拝在之、奉行正親町頭右中将、実彦、予装束不具□不参也、祇候輩不知也、

一、内侍所へ参、神楽参スル也、一盞在之、セツ、

一、家中之祝如例也、

二日、寅、天晴、竹兵同道シテ四辻大納言所へ礼行、奉通、貳十疋持行也、一盞□之、次竹兵礼来、在、貳十疋持来也、一盞在之、暮々

二竹兵被来、綿一把・同十疋被持来、餅酒在之、一段祝着之由申也

□日、卯、天晴、一□来、女房□持来也、餅酒在之、次回□来也、次行藏坊礼来

□（四日辰）

天晴

一□局□論義□聞一盞在之、次竹兵同道シテ□礼二阿野□□所へ行、引付書之也、

一、礼者□□将監、同将監、内豎已下也、

五日、□（經五）天晴、一、甘露寺へ礼行、錫持行也、一盞在之、セツ、

次山科所へ礼行、墨一丁持行也、一盞在之、五ツ、

一、四辻中納言所へ礼行、扇一本、同ヲシロイ女房衆二致也、（公通）、（明孝）、（四辻公通）、（以繼）、（元正元仲）、（山井）、（薄）、（新藏人）、（景長等也）、吸物二

テ一盞在之、太元法二通理性院、（通應）、（薄）、（官務二遣也）、

六日、午、天晴、一、甘露寺・中院礼来、一盞在之、（甘露寺禮元）、甘扇子一本持来也、

『宣教卿記』 天正三年正月〜五月記

一、イナカ礼来、トシクリ也、一盞餅酒在之、次弥介夕食在之、

一、壬生三郎衛門・同女礼来、トシクリ持来云々、予留主之由不能也、(守)

七日、未、天晴、一、御母御局(フクロ)へ錫進上スル也、御見参也、吸物ニテ一盞在之、九ツ、(万果小路秀房爲子)

一、四大煩見舞ニ行也、次山科所へ行、双六打也、

八日、申、天晴、一、大元法在之、次壬生之地蔵より御鐘・二枝・牛玉持来也、

九日、酉、天晴、

十日、戌、天晴、一、予誕生日(御力)□靈へ参也、弥介・同女・猿千世朝食□□□次西嶋

十一日、亥、天晴、一、竹兵(膳)□食振舞也、人数、勸大・山大・持明院・甘露寺・勸弁・正親町・飛中将・

伯・日野・予・薄等也、暮々迄一盞在之、次第不同也、

十二日、子、天晴、一、薬師へ参也、中院同道也、於甘一盞在之、

一、中院来、一盞振舞也、

十三日、丑、天晴、一、弥介若菜銭料足十疋取来也、

一、行蔵坊所へ朝食ニ行也、帰(晴)二条殿へ参、一盞在之、

一、日乘上人所へ二条殿御樽被遣也、予同前二扇一本持行也、

十四日、寅、天晴、一、村井上落也、則二十疋持行也、正親町・竹兵・広橋(兼勝)・休庵(阿野実時)・西林行也、

一、西嶋所へ礼行、十疋持行也、一盞在之、

□五日、卯、天晴、一、勸弁来云々、則罷向、甘・中山中将(龜橋)・予・高橋(宗信)、各一盞振舞也、沈醉也、音曲在之、帰二中

山中将所へ行、又一盞在之、次西嶋女来、金子五文め八ふん借□之由在之間、則遣也、次二条殿へ三毬打竹五本申請、

一、あ五、所へ女共□□予同前行也、一盞在之、次藤宰相・山群□一盞振舞也、

十六日、辰、天晴、一

弥介亀松

十七日、巳、二

藤波隆忠祭主盞振舞

勤修寺晴意左大弁来、

一盞在之、弥介・孫左衛門夕食在之、

十八日、午、天晴、一、三毬打見物ニ参也、次山科所へ行、双六打也、

一、明日御会始ニ参内分也、装束之事甘頼也、

十九日、未、天晴、一、早々甘へ行、小錫一对持行也、一盞在之、装束之事談合、食、甘ノソハクウ也、次富へ行、

歌談合、一盞在之、

勅題也、松歴年

春日同詠松歴年和歌

藏人右中弁藤原宣教

よろつ代の春をやちきる九重にえた」さしそふるまつのこたかさ

一、参内申也、午一点也、御会日前ニ先御礼申也、飛鳥井雅忠、飛中納言兩人計申也、同御方御所へも申入也、主上之御詠如此、正親町天皇

御製

千とせふる柳か枝のふかみとり松にかへてや色をみすらん

御方御所

いく春のかきりもしらしをし、小塩山神代の松ものこる根さしに

『宣教卿記』天正三年正月〜五月記

世にもれぬ春(x)のめくみは十とせあまり八とせやまたん春のみきりに 二三条大納言(三)西基枝

一、祇候輩、三条大納言・中山大納言・勸修寺大納言・山科大納言・飛中納言・四辻中納言・源中納言・持明院中納言・
源宰相(兼相)・庭田重通(庭田重保)。勸修寺宰相・飛中將・五辻・中院・伯・予・冷泉侍従・薄・新藏人等也、三献在之、暮々退出也、
一、中院一盞在之、次竹兵所へ行、一盞在之、音曲也、

廿日、申 天晴、一、竹(兵)所へ行也 予来 也

廿二日、戌 天晴、一、山科所へ行、双六打也、

廿三日、亥 天晴、一、山科所へ行、双六打也、

廿四日、子 天晴、一、智恩院ノシユキへ参也、帰二青蓮院殿へ当年之御礼申、御対面、御酒被下也、次吉田(兼相)へ山科
同道シテ行也、夕食在之、暮々二帰也、亀松里へ行也、

廿五日、丑 天晴、一、富小路所へ見舞二行也、

廿六日、寅 一、中院行、竹兵一盞在之、沈酔也、

一、中山殿御玉所(へ行也)也、シユシヤウ一盞振舞也、

一、山科所へ行、双六打也、

廿七日、卯 天晴、一、中院夕食振舞也、竹兵中酒計一盞在之、

一、於竹内殿(皇孫院)、甘・勸弁・予・宮内卿・妙音坊、各々勝負之双六在之、宮内卿勝也、一盞在之、五ツ、

一、日光院所へ来云々、索麵ニテ一盞在之、五ツ、

廿八日、辰 雨下、一、竹兵振舞在之、勸大・持明院(四辻中)・勸弁・竹兵予、夕食在之、音曲在之、暮々迄酒在之、

一、行藏坊来、明日於松尾、細川兵部手能在之間、見物ナラハ可同道之由在之、乍去宜時ヨルヘキト云也、日光院内ノ中納言来、鳥子一枝所望之由之使在之、

廿九日、巳、雨下、一、石泉院被来、一盞興行スル也、次孫四郎・西嶋所へ亀松遣也、

卅日、午、天晴、一、山科所へ行、双六打也、

一、 宿也、

□□一、早々竹兵同道シテ村井所へ礼行也、次朝食□之、二条殿へ参、御酒被下也、次孫四郎所へ行、一盞在之、下

ノ婦ニ西嶋所へ行、一盞在之、音曲在之、孫四郎・与七郎来也、

二日、申、天晴、一、曲泉齋在之、為乗察也、

三日、酉、天晴、三ヶ月待也、行水スル也、次四大見舞二行也、

一、竹兵・同女中鞍馬寺へ参詣也、次四大女中・同侍者赤粥振舞也、一盞在之、

四日、戌、天晴、一、甘（甘露寺遊玩）葉室息猶子也、近比珍重也、山大・葉室・予行也、三献在之、夕食在之也、沈醉也、次

二甘葉室へ礼行、同道也、一盞在之、次行藏坊来、食酒在之、

一四大使二二条殿へ参御酒被下也食又在之早々也

五日、亥、天晴、一、從葉室錫当来也、次二条殿へ早々四大使二参也、御楽始可有御参之由、被仰出候也、御

不具之間、御参有間敷之由申也、

一、山科所へ行、双六打也、葉室来、同息・御ち、餅酒振舞也、

次葉室同道シテ報恩寺へ参也、念仏申也、次夕方葉室□粥振舞也、

六目子、
禁裏之御使二二条殿へ参、御拜之御手カハリ、
申入也、御酒被下也、

次二行、
来之由、
也、

七日、丑、
一、又二条殿へ御使二参之由、
(正親町賢房女 従 織田)
信長鶉一羽殿下へ被参也、御祝着之由返事也、御蓋

被下也、次上らふノ局へ参、赤食台イテ御酒被下也、次行藏坊来、一蓋振舞也、次四大へ行、鶉一羽被遣、高橋包

丁スル也、一蓋在之、四中・竹兵・予等也、

一廿へ行、葉室一蓋在之、

八日、寅、天晴、一、誓願寺ノ辻ツキ見物行也、辺戸辺内奉加ニ辻ツクト、行藏坊所へ行、一蓋在之、則此方へ来、

一蓋又振舞也、

九日、卯、雨下、一、石泉院被来、伊勢假殿遷宮之事、上卿勸大納言云々、
(勸修寺晴右 壬生朝秀)
官務所へ一通遣也、此分也、

明後日十二日、神宮奏事始目六、明日早々可付給之状如件、

二月九日 右中弁宣教

四位史殿

一、竹兵・石泉一蓋振舞也、次四大所ヨリ鮒三ツ、
(御)
当来也、

十日、戌、
(辰)
雨下、一、山科所へ行、双六打也、

十一日カ、
山科所へ行、双六打也、

十二日、
来、餅・クシカキ持来也、夕食振舞、
晚持来也、
泉堺、
泉蔵主ニナス也、次弥介来、

東寺へ遣、
(久茂)
上林手前三升五合取来也、

十四日、申、天晴、一、竹兵女房榮岩護へ参詣也、竹兵留主也、餅酒振舞也、音曲、双六打也、次四大竹兵二留主事

在之、盞在之、餅酒也、次岡殿へ參、御留主之間(院原女上)、シユシヤウ酒振舞也、次甘被來(甘露寺様)、一盞在之、次飛中納言拜賀也、

申次飛中將也、見物スル也、

十五日、酉 雨下、一、甘へ行、一盞在之、同中院來(通勝)、予錫方々振舞也、次山へ行、双六打也、次從仏具屋上人号申、

小錫持來云々、

十六日、戌 天晴、一、西嶋所へ朝食二行、女房衆迄也、弥介同前、

一、勸大へ來云々、シユライ在之云々、遅々間明日ト云々、(磯下河)「**炬庵**」將基在之、中山大納言・持明(持明基孝)・勸弁、此衆計也、

一、竹兵村井小屋造作在之、勸大・同弁・予・炬庵等見舞二行也、(平井)「**炬庵**」所へ各行、一盞在之、音曲在之、

十七日、亥 雨下、一、立待也、

十八日、子、

十九日、丑、

〔勸〕へ行向□□一盞在之、

廿一日、卯 天晴、從七時分雨

一、**伊勢**「**飯**」殿遷宮在之、勸へ樽遣也、習礼在之、〔勸〕持明院各一盞在之、予奉行之間束帶也、〔勸〕也、勸

大拜賀、同左大弁拜賀也、予勸大コセウスル也、如常三献在之、人数輩、勸大・飛大(飛鳥井雅教)・持明・甘(同納言(鹿田重保))。源宰相(鹿田重通)・勸弁・

同飛中將・竹兵・予等也、

一、親王 宣下被付行也、御三人也、伏見殿・梶井殿御チ子御所・妙法院殿也、御名乗伏見殿邦良(中本)、梶井殿御弟御所

惟常、妙法院殿性胤也、

廿二日、戌(庭) 雨下、一、四大へ行、一盞在之、四中・石泉院・曲泉、一盞在之、次從勸大有使、昼時分御茶可振舞之

由在之、相心得之由申也、夕食在之、中酒数、五ツ、後二盞在之、音曲在之、人数、中山・飛大・勸大・山大・源中納言・持明・甘・源宰相・勸弁・五辻・飛中・竹兵・予・薄・以巻炉庵・朝山日乘上人、小夜時分帰り也、

廿三日、巳、天晴、一、夜醉散々式也、同日日乘上人鮒五ツ、到当来也、

一、日光院夕食振舞也、同イナカ・中納言・宗見等也、

廿四日、午、天晴、一、二条殿へ錫・餅持行也、一盞在之、位子女七御女房衆南都へ御下向云々、御留主中の分也、次西嶋所

へ行、雑談在之、次法印所へ行也、次甘へ行、富嶽御所氏富入道錫持行也、一盞在之、

廿五日未カ 天晴、一、石泉院吉祥院八講也云々、

振舞也、鮒也、

廿六日申カ 雨下、一、二条殿へ御使御拜、徒明日御沙汰有之間高橋御包丁スル也、御吸物ニテ一盞在之、

次仏光寺在之、御吸物ニテ大御酒在之、

廿七日、酉、天晴、一、日光院所へ朝食行、女房衆其下々迄、中酒五返、其已後昼時分餅ニテ一盞在之、

正親町一勸大四中甘中院竹兵富入道各夕食振舞也大酒在之音曲在之次行藏女夕食在之

廿八日、戌、天晴、一、各公家衆ニ夕食振舞也、人数、勸大・四中・甘・実彦正親町・勸弁・竹兵・富入道・予等也、大

酒在之、沈醉無正寐事也、音曲在之、

雨下一西嶋同女孫四郎同女朝食振舞也錫持来也大酒在之

廿九日、亥、雨下、一、西嶋早々ニ来、朝酒在之、則朝食振舞也、女房衆也、岡岡本孫四郎・同女来、食酒在之、錫

持来也、沈醉也、

三月小

一日、子、天晴、一、甘・勸弁・中院来、一盞在之、次正親町所へ行、此衆迄也、源宰相来也、索麵ニテ一盞、吸物已下在之、

一、村井所へ礼行、甘・正親・藤侍従等也、餅ニテ茶在之、

一、富へ行、一盞在之、

二、天晴、一、乗察メイ日ノ間、曲泉朝食振舞也、弥介
節句錢取ニ遣也
信長朱印ノ間、相ヲサユル也、

三、日、天晴、条殿へ御慶参也、次信長上洛也、相国ニテ堂
三条大納言・鳥大・中山大・勸大
甘・正親・五辻・坊城・広橋・予藤侍従

四日、卯、天晴、一、信長へ各行也、三天・中山大・勸大・山大・飛大・庭田・甘・源宰相・勸弁・飛中・日野・竹兵・左衛門督・五辻・藤侍従・坊城・予・薄等也、無見参、

五日、戌、天晴、一、四大ムスメ。江州上洛也、今度之勸樂見舞也、悦事在之、沈醉也、夕食也、相伴、菊亭殿・四大・同中納言・予・西堂・石泉院・典泉・相国寺ノ西堂等也、中酒已後一盞在之、

六日、巳、雨下、一、月次連可在之、上乘院等役也、人数、菊亭殿・四中・甘・予・上乘院・曲泉・積泉院・宮内卿・彦大郎執筆也、因幡・西林・源兵衛等也、昼時分餅ニテ一盞在之、夕方各食酒持寄也、

七日、午、天晴、一、山科所へ行、双六打也、

八日、未、天晴、一、相国寺へ罷向、勸大、甘・中院・竹兵・予同道也
見参也、次富へ行、酒在之、次山科、夕

也、

〔九日〕
申 天晴、

十日、酉、天晴、

十一日、戌、天晴、

十二日、亥、天晴、

十三日、子、天晴、

十四日、丑、天晴、一、相国寺へ罷向、二条殿、(入道任助親王)御室御所・三宝院殿(義通)・青蓮院殿(尊朝親王)・妙法院殿(性胤法親王)・日沙門堂(三乘西実枝)・
勸大・山大・葉室・甘・源中納言・勸弁・四辻中(公逸)・葉室(長遠力)・源宰相(五辻為仲)・竹兵(五辻為仲)・中院(雅朝王)・治部卿・新藏人・伯・河緒(公地)・子・高辻(長雅)・持明院(孝孝)。

正親町、(坊城・五条)薄等也、其外兵部大輔父子等也、配当三石の分也、
(坊城・五条・高倉・万里)次第不同二書也。(藤宰相父子)

十五日、寅、天晴、一、官務来、(壬生朝彦)一盞振舞也、則同道シテ二条殿へ参、御酒被下也、帰行蔵所へ行、留主云々、

十六日、卯、天晴、一、従信長配当、諸公家衆へ少ツ、ノ配当也、弥介取遣也、三石ノ分也、次女房衆行蔵所へ朝食

二行也、予ハ□□也、此方へ持送也、(又物)行蔵礼来、餅酒振舞也、

十七日、辰、天晴、(辰)従七時分雨下、一、吉内(横山)・堀新介・西嶋夕食振舞也、

十八日、巳、天晴、一、中院へ行、雑談在之、帰同道シテ中院来、一盞振舞也、次甚所へ行、中院同道也、無指事也、

次甘へ行、一盞在之也、次昼時分石泉院被来、一盞在之、同夕食振舞也、次西嶋所へ暮々行、彼一義談合在之、弥介

所へ西嶋同道シテ行也、与次早々来云々、(又云)西嶋一盞振舞也、

十九日、午、天晴、

廿日、未、

廿一日、申雨下、天晴一、庚申待也、曲泉来、雑談在之、小夜時分食振舞也、

一、四大へ行、一盞在之、

廿二日、酉、天晴、一、相国寺へ罷向、三条大・勸大・甘・水（親氏）無瀬・予等也、茶子在之、次（又四）二条殿へ、勸大・甘同道

シテ参也、御对面、御酒在之、

廿三日、戌、天晴、從昼時分雨下、一、相国寺尊藏主来、朝食振舞也、又帰二一盞在之、与次紫野へ借状取二遣、弥介兩人

也、夕□在之、

廿四日、亥、天晴、雨下一、四大悦事ノ振舞在之、人数之輩、菊字、御母御局・大典殿・四（方里小路賢房丞、大□□、中・石泉院・松泉院・予・四中ノ女房衆・同

侍従兄弟、其外源兵衛（方里休秀房公房字）□□後二上乘院・積泉院等也、夕食、中酒三返後、数盞、音曲□□其外女房衆不知数也、

一、与次・弥介建仁寺へ祠堂之借状取二遣也、則返也、相国寺ノ有特借状返也、次丹波屋如心小錫持来也、一盞在之、

廿五日、子、天晴、一、各同道シテ相国寺へ罷向、三大・勸大・山大・源（徳）中納言・持明（備前院基孝）・甘・源中将・勸弁・五辻・

飛中将・伯（松本宗房、予・中山中将等也、其外吉田也、不逢帰也、次第不同也、

一、信長、三大・勸大へ日乘上人ト云義イハレヌヨシ在之、名をアラタメテ典濟可然之由信長被申也、各尤之由申也、

使者始祐閑、後二ハ明知（明智光秀、丹羽長秀、・五郎左衛門・塙九（ハシ）・祐閑四人ニテ三大へ被申也、

一、山科所へ行、留主云々、次中院へ行、留主、沙汰、毘沙（毘沙門堂公藏、・薄・新藏人雑談在之、

廿六日、丑、天晴、一、与次早々来、朝食中酒在之、弥介同前也、行蔵坊来、

廿七日、寅、天晴、

廿八日、卯、雨下、從七時分大雨也、一、二条殿へ御樽進上スル也、幡磨（承安秀也）ノタチノムスメヲサゴノ御方、前ハ公方ノ上臈也、

『宣教卿記』 天正三年正月〜五月記

今度信長ムスメニシテ、二条殿御方御所へ進上也、(昭美)驚固ノ衆村井民部・日乗御供也、三献参也、御はいせんスル也、宿也、

廿九日、戌(辰)天晴、一、朝食罷帰也、沈醉也、朝山次郎御礼ニ参、致(久彌)也、二条殿御内衆へも引手物(由)在之云々、

四月大

一日、亥(巳)天晴、一、二条殿へ三日ノ御礼ニ参也、御引手物被下也、一束二帯一タケ被下也、一段祝着之由申入也、

各御对面也、五献参也、(實彦)四条・予兩人シテ御はいせんスル也、シフヤ其外各参、御ウタヒ、ウチハヤシ在之、予ハ半

比退出也、(二条晴良女、花山院家種美女)上臈モ則御帰也、

一、日乗御方御所十帖進上也、御对面、同朝山次郎参也、次二正親町・日乗談合在之、予一盞振舞也、

二日、子(午)天晴、一、行蔵坊来、丹州八田掃部論旨申送、調遣也、樽(馬)方々持来也、則逢、一盞在之、

三日、丑(未)天晴、一、吉山来、朝食振舞也、次葉室来、則各同道シテ信長へ行逢也、茶子已下在之、信長今夕鞠、各

申合仕ノ由在之、飛父子ニ被申付也、人数之輩次第不同、八人ツメ也、初者年ヨリ衆、三天(三乘東枝)・勸大・藤宰・左衛門

督・源宰相・ハキツメ五辻(為他)・薄・広橋、若キ衆者立カハリ(以繼、業勝、日野(輝賢))也、

今川等也、其外見物衆、中山大(山科言繼)・源中納言・四中(四辻公遠)・持明・葉室・勸弁・竹兵・予・新藏人等也、信長者見物也、ヲ

モイ在之、ハイせん竹河(氏盛)・村井等也、

四日、寅(申)天晴、一、信長ニ又鞠在之云々、信長ケラル、ト也、人数前衆也、

〔五〕日、卯〔四〕天晴、一、信長へ各見舞ニ參也、人数之輩次第不同、三大・中山大、烏大・飛大・山大・勸大・源中納言・四中・

〔甘露寺経元〕甘中・源宰相・勸弁〔三〕〔広橋・竹兵〕・中院・〔宗房〕松木・持明院・河鱒〔公也〕〔左衛門督・五辻・薄・中山中将・新藏人

〔東坊城監長〕坊城・予、

一〇〇〇〇振舞也、〔三條四公宣〕三侍従ニハコシ刀被致也、

六日、戌、天晴、一、信長大坂へ陣立也、各被来見物云々、昨日之人数早々見物也、園福寺門外見物也、藤吉・大塩・

因幡伊与、信長手人数一万計トノツモリ也、次西嶋、夜前町ノ衆ト喧嘩在之、クミノ衆トシテ悪銭屋ノ祐仁サシコロ

ス也、甘人ト云、初成敗也、予舟橋へ行、西嶋何方ヘトモナク行タルト云々、女ニ逢也、後ニテ予、同女房各へ餅・

酒持越也、

七日、巳〔忠順〕天晴、一、石泉院被来、甘〔甘露寺経元〕ノ第ノ留主え法度也、ソコニライテ真女〔賢正〕一盞振舞也、沈醉也、次弥介七条へ遣、

渡辺丹後借状取返也、乍去正文ミウシナイ申間、先かへり状シテ致也、〔如〕

八日、午〔守〕天晴、一、相国寺ノ尊首座来、殊外沈醉也、暮々ニ帰、予又一盞湯ツケ振舞也、次孫四郎女来、西嶋事談合也、〔雜談〕

一、田村母来、西嶋女用之由申間、女房衆遣、山田か吉田かへ行度」之由在之、中々成間敷由申也、

九日、未〔五〕曇、

十日、申〔六〕天晴、

十一日、酉〔卯〕天晴、一、今新在家ノミヤウモウシ手アヤマチスル也、但取□ヤクル也、勸大・甘・予見舞ニ竹兵へ行也、

一盞在之、

一、勸へ行、借状取可返之由各談合也、奉行衆来也、日乘・落〔谷〕□・久斎〔依前衆林〕・村井又兵衛〔吉也〕・には〔丹羽某也〕の五郎左衛門之内ノ物

等也、各罷出、借状共申渡也、各一盞在之□源中納言・中山・松木・坊城・五辻・中院□

〔〕へ明日早々安内之〔老〕罷出、借状共取可致進上之由村井〔〕御使ニ参也、

十二日、戌辰天晴、一、富小路へ留主事スル也、赤食・錫持行也、一〔〕蓋在之、外記其外之衆在之、次甘へ夕食行、竹

兵兩人計也、次日光院来、同中納言・四大被来、マキニテ一蓋在之、

一、石泉院〔曲〕・典泉同道シテ、トキヤへ行也、ハキサシアツラユル也、

十三日、亥巳天晴、一、夜酔散々事也、石泉院〔曲〕・典泉被来也、堀明日朝食可振舞之由雖申、斟酌スル也、

十四日、子午天晴、一、同北季意藪所ノチャク、明日語マツハ申云々、昼時分食・酒振舞也、同四大・石泉院同前也、

一、正親町ノ内ノ物ノ堀所へ夕食可振舞之由申来、乍斟酌可行之由申也、相伴之輩、村井与五郎・但馬・笠木・亭主也、中酒已後一蓋在之、音曲在之、

十五日、丑未天晴、一、烏丸兵部来、四大ノ地藏ノ手ツクル也、作昼餅酒在之、夕食在之也、予二七。一蓋振舞也、

一、甘被来、一蓋振舞也、同夕方汁・中酒振舞也、

一、吉山従高野上洛云々、入道シテ。暮々来、茶酒在之、

一、堀来、借状之事共申渡也、天目ニツ、振舞也、

一、〔横山〕吉内来、借状之事共談合ニ来也兩度来也、一蓋振舞也、

一、中山中将所へ行、彼一義尋也、〔文治〕帰ニ甘へ行、於門外冷泉・水無瀬逢也、

十六日、〔文治〕寅、天晴、一、吉山入道来、双六・数取五十番打也、

一、村井内ノ吉内借物方ノ借■折紙取、小者ニ送也、一段祝着之由申渡也、文言如此、五人ノ礼判也、

中御門殿御借物・御沽却分〔御〕・不知行以下之義、可被相尋之条、明日村井所へ可被罷出候、恐々謹言、

卯月十六日 〔宮本〕賢祐判、

田口(新)石衛門尉
宗信判

村井又兵衛
古忠判

落合平兵衛
親豊判

休齋
英林判

繁田道二下京、丹波屋 寿清東寺、竹村信濃殿

原田殿 小嶋殿 中井与次殿

沼田勘解由左衛門殿(道長)

雜掌 各御中

十七日、(卯酉)天晴、一、朝食過葉室所へ行、宿也、立待也、夕食在之、小夜時分迄雜談スル也、

十八日、(戌)天晴、一、朝食過歸也、祐榮ツル、也、次從勸大有使、来談合之由被申間、罷向也、村井所へ八人トシテ

樽持行也、チマキタイノ物也(持行也)吸物、酒五返在之、人数、中山・勸大・源中納言・甘・源宰相・五辻・坊城(子)等也、

十九日、(巳)天晴、一、竹内殿へ(參)參、甘・予・因幡・宮内卿等也、餅ニテ酒三返在之、次富小路へ来云々、民部卿

来也、夕食在之、民部卿振舞也、沈醉也、次岡殿へ(參)參、御酒在之、

廿日、(午)天晴、一、吉山来、紙丁頼也、朝食中酒在之、昼時分又湯ツケ・酒在之、同夕食在之也、葉室・西堂被

来、茶在之、次弥介東寺へ遣、借状之返状シテ送也、(壽清)

廿一日、(未)天晴、一、信長上洛也、(從大坂陣陣)巴福之町迄向ニ行也、次第不同、二条殿・同御方御所・九条殿・三寶院殿・

大乘院殿・三大・勸大・山大・葉室・源中納言・三宰相・同侍從・甘・勸弁・中山大・同中将・四辻中・藤侍從・

伯・中院・五辻・持明院・万弁・坊城・広橋・冷泉・水無瀬・(藤)藤・(督)督・薄・新蔵人・河鱒・飛(大)大、

『宣教卿記』 天正三年正月〜五月記

廿二日□天晴、□、信長へ各同道シテ行、二条殿・九条殿御方□脚所・三宝院殿・大乘院殿・三天、勸大・甘、此兩人ハ勅使也、瓜実之御太刀、信長ニ被下也、其外烏大・中山大・山大・源中納言・三宰相・藤宰相・松木・飛大・源宰相・日野・烏弁・飛中將（飛鳥井兼教）・河鱒・冷泉・四条・中山中將・正親町・中院□五辻・左衛門督・三侍従・勸弁・持明院・竹兵・坊城・四中・万弁・葉室・広橋・水無瀬・薄・新藏人・予等也、

一、於飛中將鞠、二条殿御見物也、同御方御所・九条殿・大乘院殿・三宝院殿等也、チマキニテ御酒在之、鞠人数、三天・飛大・左衛門督・烏弁・五辻・三侍従・薄・水無瀬・飛中將等也、次第不同也、

一、富へ行、天目一ツ、在之、飛中將ニテ一盞在之、弥介所へ行、天目、一ツ、次二条殿へ参、クハクコニテ御酒被下、五ツ、

廿三日、（西卯）、日光院中納言一盞可振舞之由在之、七ツ、石泉院被来、一盞在之、次富へ行、（勝竜）セウリウ寺ヨリ上洛也、雑談在之、

廿四日、（戌辰）、天晴、一、石泉院被来、餅・少酒振舞也、次四中納言・西堂（上乗院）乘来、チシヤサシミ振舞也、次堀来、島

之義花山院より違乱被申談合也、

廿五日、（亥巳）、（大雨下）、天晴、一、曲泉・四大・同女房衆・西堂・チャク、予二人□□夕方汁酒在之、

廿六日、（甲午）、（天）、寺へ罷向、三天・烏大・飛大・山大・四中・左衛門督・烏弁・日野・広橋・竹兵・水無瀬・

中院・伯・冷泉・西洞院（時通モト河鱒公虎）・烏弁松木・予・藤宰相・同侍従（高倉孝孝）・薄等也、茶子已下在之、富小路へ行、雑談在之、

一、北ノ門ニテクワンタイ物在之、各出合、チャウシヤクスル也、

一、信長へ母後（義通）一色・長岡、其外各出仕也、

廿七日、（丑）、天晴、一、弥介所へ朝食ニ行、麦飯也、中酒三返在之、後二堀来、又酒在之、次富小路へ行、一盞在之、

次岡殿へ参、御留主也、山科被参、シユシヤウ酒振舞也、音曲在之、

一、行藏坊来了、次正親所へ行、彼一義談合也、

一、盛芳院来、一盞振舞也、

廿八日、(真也)天晴、一、甘従朝食ノ以前二北野へ参詣之間、可同道之由使在之、則参灯燈、甘御参也、神盞イタ、ク也、

三ツ在之、」帰二丹後屋へ行、御乳酒餅、甘兩人ニ振舞也、

一、竹内殿宮内卿来、大僧都申、銀子二文め持来也、

一、信長岐阜へ下向也、

廿九日、(西)天晴、一、葉室在京也、山科所へ行、双六打也、

卅日、(戌)天晴、一、堀来、原田女尻切代官持度之由、村井所へ懇望云々、限沙汰也、堀一盞振舞也、

一、山科所へ早々二行、双六打也、」

五月

一日、(亥)天晴、朝食過賀茂へ足ソロへ見物二行也、同(道也)衆、中院・伯(雅明王)・冷泉(以繼)・予・祐荣・大隅息等也、各見物也、

於賀茂五辻一盞振舞也、沈酔也、(勸修寺晴石)勸大・竹兵(廿カヘカヘリノ衆也、竹内長谷)・(勸修寺紹可)勸入、其外甘(龍綱)・中山中將・(勸修寺晴惠)勸弁・新威人・源中納言、各者酒在之也、

一、富へ行、一盞在之、(前条)二条殿御方御所・(兼孝)九条殿・(義徳)三宝院殿・(尋惠)大乘院殿等也、御供衆。(三位 同宮内、官務)平野・(光徳)長松・(光徳)光台院、

其外不知数也、予御乳来、夕食在之、

一、柳原へ礼行也、同北向へ(京也)勸楽見舞、無心元之由申也、

二日、(子)天晴、一、堀来、一盞在之、(中御門宮史、宣教文)乘察忌日之間、曲泉トキ在之也、銀子一文め八ふん壳也、

三日、(未)天晴、一、弥介来、麦苜也、二郎孫也、乍去ツクルワキ也、

四日、(寅)天晴、(雨下、四)天晴從五時分晴、一、朝食二丹波屋如心所へ行、沈醉也、帰二行藏所へ行、一盞在之、弥介節句銭料足尅貴、

二斗ノ方也、酒十疋の分取寄也、三斗ノ方也、

五日、(卯)天晴、一、(勅修等由)勸へ礼行、一盞在之、五ツ、次甘・中院・伯同道シテ(前見)二条殿へ御礼参、御見参也、同御方御所同

前也、沈醉也、

竹内殿へ御礼参也、次御局方へ各御礼申也、日乘息次郎所へ行也、伯・山科其刃礼二行也、(言應)此

一、二条殿御方御所ノ上様へ御礼申也、御見参也、(信長秀次、赤松政秀女力)

六日、(辰)天晴、一、日光院朝食振舞也、次昼時分村井衆二。振舞也、(白粥)。真野七左・同同名ソウ十郎・吉内・堀・福井・(正親町)

正親内衆也、吸物ニテ一盞在之、(正親町史)

七日、(巳)天晴、一、(四辻考)四大□□□□へ琴ノ御准頂相伝也、(正親町史)東盞□□□□候也、御太刀・御馬拜領也、酒在之、菊・石泉・(忠順)

曲泉・女房衆各一盞在之、

一、北野ノ尼新清トキニ来也、予夜醉不知也、

八日、(午)天晴、一、(通久以久速久)賀茂松下親子三人参、於御懸鞆在之、御方御所被遊也、忝次第也、昔ハ松下一人計仕之由在之云々、(誠仁親王)

雖然今度者親子三人、例無之之由沙汰也、人数之輩、次第不同、(云々)三大・勸大・藤宰相・五辻・飛中將、此分也、於御

懸御酒各被下也、見物衆數多無數事也、次岡殿参、御見物、ニテシユシヤウ酒振舞也、次村井民部、(貞勝)見物衆御方御所

御シラスニテ酒被下也、

九日、(未)天晴、一、夜醉散々事也、四大へ行、昼時分一盞在之、

一、上臈ノ御局〔二条晴良女、花山院家輔妻〕へ參之由御使在之、則參、從上八講〔正觀明天皇〕之卷物二卷、叙位之卷物一卷、以上三卷借進上儀也、御祝着之由在之、於御局、伊与殿御兩人御キウシ被下也、

一、葉室〔頼房〕暮々来、白粥振舞也、

一、弥介下京へ行、三月分之尻切公事八升分取来也、

十日、實〔實也〕天晴、一、早々山科へ行、双六打也、次石泉院被来也、

十一日、兜〔酒〕天晴、一、早々二中院へ行、朝酒在之、甘同前也、

一、四大祈祷二、於御靈百度在之、人数、石泉院・四大ノ女中・予・同女・いと・内侍所之衆二人・曲泉等也、先餅

酒在之、帰二内侍所ノ斎、四中女中サカムカイ在之、沈醉也、次西嶋所へ行、一盞在之、富へ行、無指事也、次二岡

御所へ參、御留主云々、シユシヤウ酒在之、

十二日、戌天晴、夜醉散々事也、四大へ從山崎藥師来〔妙喜庵上洛〕チマキニテ酒在之、次山へ行、雲松双六打也、

□曲泉来、一文字振舞、食同前也、亥時分也、

十三日、亥曇、從昼時分夕立、一、山科所へ行、双六打也、

一、甘暮々被来、一盞在之、西嶋来、同酒在之、

十四日、子天晴、一、西嶋同道シテ行藏所へ行、一盞在之、西嶋ハ丹波屋所へ借状之義申遣也、次与次所〔も〕へ行、同

前二代官補任返〔付〕弁よと申遣也、乍去手本無之之由申、請取共少々返也、

一、二条殿へ參、御酒被下也、次平野所へ来之由申間、則行、一盞在之、次官務所へ音信スル也、一盞在之、次竹内

兵衛督所へ行、勤大・持明〔持明院孝〕・勤弁等也、予ハ〔後二行、ツケ〕湯汁ニテ一盞在之、音曲在之、後二日乘典斎〔兼井〕・炬庵等也、

一、弥介下京へ遣、尻切公事取来、三月分七十文料足取来也、同与次町ニテ尻切一束取来、三月カラ十月迄ノ分ト申

也、

十五日、庚天晴、一、誓願寺ノ橋ヲカクル事、（前条桑田部）山国ノミナクチ但馬ト云物再興也、夫婦渡染スル也、（初集）貴賤群衆也、

山科同道シテ見物行也、次亀松従里歸り也、次予女俄煩之間、山頼、葉・脈之事申也、

十六日、寅天晴、一、山科所へ行、（新）袴袴在之、石泉院被来也、曲泉二紙丁ノ用二所望之間、宿紙七八十枝遣也、

十七日、卯天晴、一、立待也、中院・（通題）上乘院同道シテ誓願寺へ参也、

十八日、（辰）天晴、一、富へ行、予餅酒振舞也、次是齋同道シテ柳原北向煩見舞二行也、茶在之、帰ニ甘へ行、一盞在之、次二岡殿へ参、シユシヤウ酒振舞也、

十九日、巳天晴、一、（前条）宗鑑所へ行、留主云々、兵部所へ行、暫雜談在之、次宗鑑暮々ニ来、四大脈取之、一盞在之、

廿日、午天晴、一、山科所へ行、双六打也、次二条殿へ参、御酒被下候也、

一、富へ来云々、一盞在之、沈酔也、

廿一日、未天晴、一、山科所へ行、双六打也、行水スル也、

一、於三川甲斐武田・信長合戦在之、甚打死云々、信長一段氣見云々、首注文在之、大方如此、

しやうやうけん・へやまた三郎兵衛・武田三郎・へつちや宗蔵・へおきつ・へなはふり介・へあまり・にな・（しんけんはつし）

へよこたひつちうの守・は、みの、かみ・へかわくほ兵庫助・へさなたけんさへもん・へちくうん・へ杉原ひうか、

以上、

廿二日、（庚）天晴、一、伏見殿越中来、仏陀寺ノ飛円素麵公事之事、一間仕度之由在之、則相心得之由申、則越中錫・

マキ・トヒウヲ持来、則一盞在之、甘被来、一盞、四中・曲泉等也、次甘同道シテ勸ノアタリへ行、勸弁一盞振舞也、

